

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 基本的な考え方

前章で示した4つの項目、「（1）文化財の調査」、「（2）文化財の保存」、「（3）文化財の活用」、「（4）文化財の保存・活用の体制」ごとに整理した課題に対する方針を実現するための措置となる事業について、事業内容、取組み主体、計画期間を示す。これらの措置は、町費・県費・国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）等）、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

これらの措置を着実に実施していくことで、文化財の保存・活用を推進し、町の将来像「英彦山とつながる歴史文化と人の営みを通じた、交流と活力のあふれるまち」の実現を目指す。

2. 文化財の保存・活用に関する措置

（1）文化財の調査

文化財の調査に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間		
					行政		地域			前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民			
美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の把握調査の推進	1-1	未指定文化財の調査事業	調査が不十分である美術工芸品、無形文化財、民俗文化財、記念物等の未指定文化財の把握や資料収集、詳細調査を進める。	継続	◎	○	○			○		
古文書等の把握及び詳細調査の推進	1-2	継続的な古文書等の把握及び詳細調査	町内に残る旧家等の協力を得ながら、古文書等の把握に努めるとともに、把握している古文書等の詳細調査を進める。	継続	◎	○	○			○		
文化財の情報整理の推進	1-3	文化財リストの更新	現在把握している文化財の情報を踏まえ、基礎情報や位置図を整理した文化財リストを更新する。	継続	◎							
	1-4	保管文化財の台帳作成	保管文化財の保存管理や活用を効果的に行うため、町が保管している文化財の情報の台帳を作成する。	継続	◎							

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(2) 文化財の保存

文化財の保存に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			美術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
指定文化財の保存の推進	2-1	添田町文化財保護条例に基づく町費補助金の交付	指定文化財の保存・活用に係る事業を対象に、添田町文化財保護条例に基づいて事業費の一部を補助する。	継続	◎		○				R8 R10	R11 R14	R15 R17
	2-2	指定文化財の所有者からの国庫、県費補助金申請の進達	指定文化財の所有者へ補助金制度等を周知し、補助事業の導入や申請に関する手続きを支援する。	継続	◎		○						
	2-3	文化財の指定	未指定文化財の資料収集や詳細調査を進め、町として重要なものを新規に文化財に指定する。	継続	◎	○	○						
	2-4	動産の指定文化財の適切な保存場所の検討	動産の指定文化財を良好な状態で維持管理するために、文化財所有者等と町や学術機関が連携し、町外を含む適切な保管場所の検討を行う。	継続	◎	○	○			○			
埋蔵文化財の保存管理の推進	2-5	埋蔵文化財の照会の適切な対応	埋蔵文化財包蔵地や包蔵地認定の手続きを関係者に周知し、適切に対応する。	継続	◎								
文化財所有者等への維持管理の指導及び支援の推進	2-6	文化財の維持管理に関する実態把握	文化財の継続した維持管理に向けて、文化財の所有者等への聞き取り及び巡視により、維持管理の状況や課題を把握する。	継続	◎		○						
	2-7	文化財の維持管理に対する支援	文化財所有者等が行う日常的な維持管理に関する指導や助言を行う。	継続	◎		○						
町所有の指定文化財の建造物の保存管理の推進	2-8	町所有の指定文化財建造物の保存管理	重要文化財の中島家住宅と旧数山家住宅、町指定文化財の中村家住宅について、民間の活動団体等と連携し、適切な保存管理を行う。	継続	◎			○	○				
	2-9	中島家住宅保存活用事業	「中島家住宅保存活用計画」を踏まえつつ、文化財に指定されていない庭園等の保存活用整備を実施する。	継続	◎	○							
出土遺物や所蔵資料等の適切な維持管理の推進	2-10	出土遺物や所蔵資料等の適切な維持管理	発掘調査により出土した遺物や所蔵資料等の保管場所を確保し、適切に維持管理する。	継続	◎					○			
国指定史跡英彦山の維持管理、保存整備の推進	2-11	国史跡英彦山の維持管理に関する支援	文化財所有者等と密に連携し、史跡の構成要素の適切な維持管理に向けて助言・指導を行う。	継続	◎	○	○	○	○	○			
	2-12	国史跡英彦山の保存整備	「国指定史跡英彦山保存活用計画」及び「国指定史跡英彦山整備基本計画」に基づき、史跡の価値を堅実に保つための保存整備を実施する。	継続	◎	○	○			○			
	2-13	英彦山修験道関連資料の収蔵庫整備	国史跡英彦山に関連する資料の集約化と併せ、文化財収蔵庫の整備を検討する。	継続	◎		○						
未指定文化財の建造物の修理の推進	2-14	歴史的風致形成建造物修理事業(英彦山区域、添田本町等区域)	未指定文化財建造物のうち、歴史的風致形成建造物に指定した建造物の所有者等が実施する修理、活用等に係る費用の一部を助成する。	継続	◎	○	○	○					

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附屬機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
祭礼や芸能等の無形の民俗文化財の保存に関する担い手の支援	2-15	民俗文化財等伝承支援事業	民俗芸能を行っている団体に対し、その活動の維持や後継者の育成のための経費の一部を助成する。	継続	◎			○	○		R8 R10	R11 R14	R15 R17
	2-16	無形の民俗文化財保存団体との意見交換会の実施	無形の民俗文化財の継承者の育成を図るために、支援事業の周知や意見交換会を実施する。	継続	◎			○	○				
古文書等の保存管理の推進	2-17	歴史的古文書保存活用事業	文化財に指定されていない古文書等について、後世に継承するため補修を行うとともに、デジタルデータ化を行う。	継続	◎								
文化財建造物の火災・地震対策の推進	2-18	指定文化財建造物に係る防災訓練の実施	指定文化財建造物を対象に文化財防火データにおける防災訓練を実施する。	継続	◎		○	○	○				
	2-19	指定文化財建造物の火災対策の支援	指定文化財建造物の所有者等へ、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づく火災対策の助言・支援を行う。	継続	◎		○	○					
	2-20	未指定文化財建造物の火災対策の支援	未指定文化財建造物の所有者等へ、火災対策のための防災設備導入や建造物の防火性能向上に関する助言を行う。	継続	◎		○						
	2-21	文化財建造物の地震対策の支援	文化財建造物の所有者等へ、地震対策として耐震診断や耐震補強に関する助言・支援を行う。	継続	◎		○						
文化財所有者等の防災・防犯意識向上に向けた普及啓発の推進	2-22	防災・防犯意識向上に向けた普及啓発	文化財所有者等に向けて、防災・防犯対策の情報を探し、意識向上を図る。	継続	◎		○	○	○				
文化財の被災に対応する連携体制構築の推進	2-23	文化財の被災に対応する連携体制構築	文化財が被災した場合に備え、文化財所有者等や関係団体と連携し、発災時の連絡体制や初動体制、被害把握のための調査体制等を構築する。	継続	◎	○	○	○	○	○			
展示文化財の防災対策の推進	2-24	展示文化財の防災対策	美術館、資料館等で展示している文化財について、地震等の災害により損傷のおそれがないか確認し、必要に応じて対策を行う	継続	◎		○						
文化財を取り巻く周辺環境の保全	2-25	添田町景観計画の運用	添田町景観計画を適切に運用し、文化財周辺の景観の保全を図る。	継続	◎		○	○	○				
	2-26	自然公園法、森林法等の適切な運用	自然公園法や森林法等を適切に運用し、文化財周辺の自然の保全を図る。	継続	◎		○	○	○				
	2-27	地域と連携した周辺環境の維持管理	文化財周辺の地域住民や民間の活動団体等との連携により、支障木の伐採や草刈り、植栽の推進等、周辺環境の維持管理に努める。	継続	◎			○	○				

※◎：実施主体 ○：連携

※町附屬機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(3) 文化財の活用

文化財の活用に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
未指定文化財の建造物の活用と整備の推進	3-1	民間事業者による未指定文化財建造物の活用と整備の推進	空き家バンク制度を活用し、未指定文化財建造物の活用や整備を促進し、地域の活性化を図る。	継続	◎		○	○			R8 R10	R11 R14	R15 R17
指定文化財公開の代替手段の検討の推進	3-2	指定文化財公開の代替手段の検討	資料の劣化や保管環境の制約等により、公開できない指定文化財について、レプリカ作成やパネル展示等、公開の代替手段を検討する。	継続	○		◎			○			
文化財周辺の便益施設等の整備	3-3	案内板等整備事業	老朽化した案内板等の取替え整備、未設置の文化財に案内板等を整備する。交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を整備する。	継続	◎		○						
	3-4	トイレや休憩所等の整備	文化財等の見学者の利便性を考慮し、使用頻度等を踏まえてトイレやベンチ等の便益施設を整備する。	継続	◎		○						
英彦山周辺の環境整備の推進	3-5	国史跡英彦山の活用整備	「国指定史跡英彦山保存活用計画」及び「国指定史跡英彦山整備基本計画」に基づき、史跡の価値を伝え、来訪者が安全に見学や体験をするための活用整備を実施する。	継続	◎		○						
	3-6	国史跡英彦山の文化財展示及びガイダンス施設の整備	国史跡英彦山の価値をより効果的に周知するための文化財展示及びガイダンス施設の整備を検討する。	継続	◎								
	3-7	宿坊施設の復活に向けた検討	観光地域づくり法人(DMO)と連携し、英彦山で途絶えた宿坊の復活に向け、飲食及び研修等の機能付加の導入も含めて検討する。	新規	◎		○	○	○				
	3-8	公共施設修景整備事業	スロープパー花駅(旧英彦山小学校)を周辺景観と調和した材料や色彩の外観とする等の修景整備を行う。	新規	◎								
	3-9	九州自然歩道等の整備に向けた検討	九州自然歩道所管機関等と連携し、九州自然歩道等の安全確保のための防護柵の設置等を検討する。	継続	◎	○	○	○					
町の歴史文化の情報発信、普及啓発の推進	3-10	広報誌による情報発信	町広報誌の歴まちコラム等を通じて町の歴史文化や文化財の情報を発信する。	継続	◎		○	○					
	3-11	多様なパンフレットの作成	町の歴史文化に関し、小中学生向けや外国人向け等多様なパンフレットを作成し、情報発信を図る。	継続	◎		○	○					
	3-12	歴史習読本「知ってる？添田町の歴史」の改訂	歴史習読本「知ってる？添田町の歴史」の充実を図るための改訂を行う。	新規	◎								
	3-13	文化財に関するホームページやSNS等による発信	町のホームページやSNS等を活用し、文化財や調査成果等、町内外へ情報を発信する。	継続	◎		○	○					
	3-14	多言語対応の観光音声ガイドの設置	外国人来訪者への正確な情報提供のため、多言語対応の観光音声ガイド設備の設置を検討する。	新規	◎		○						
	3-15	普及啓発イベント事業	文化財を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。	継続	◎								
	3-16	文化財展示施設の適切な管理運営	「添田町埋蔵文化財収蔵庫（英彦山修験道館）」や「添田町美術館（岩石城）」等を適切に管理運営し、文化財を身近に感じられる機会を創出する。	継続	◎								

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規 ／ 継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附屬機関	文化財所有者等	民間の活動団体	地域住民				
町の歴史文化を活かした観光や交流の推進	3-17	各種団体等と連携した交流イベント・体験イベント等の継続・開発	「英彦山門前町同好会」や「添田町観光ガイドの会」等と連携し、交流や体験イベント等の持続的な活動の展開やコンテンツの企画・開発の支援を行う。	継続	○		○	◎	○		R8 R10	R11 R14	R15 R17

※◎：実施主体 ○：連携

※町附屬機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

(4) 文化財の保存・活用の体制

文化財の保存・活用の体制に係る措置を示す。

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
文化財の保存・活用に係る府内体制の強化	4-1	職員の研修会等への参加	国や県、専門機関の主催する研修会等に参加し、文化財行政に携わる担当職員の資質向上を図る。	継続	◎						R8 R10	R11 R14	R15 R17
	4-2	府内関係課等と文化財担当の連携のための会議体の設置	文化財行政に関する情報を府内関係各課等で共有し、連携した取組みを推進するための会議体の設置を検討する。	継続	◎								
町と附属機関や関係行政機関等との連携体制の構築	4-3	県等の関係行政機関との連携	文化財の保存・活用に係る各種計画や制度の運用に際し、県等の関係行政機関と情報を共有し、連携を図る。	継続	◎								
	4-4	近隣市町村及び文化財所在市町村協議会等との連携	「福岡県市町村文化財保存整備協議会」等に参加し、近隣市町村との情報共有、広域での文化財調査に対応する。	継続	◎								
	4-5	文化財専門委員会の開催	専門的な知識を有する委員で組織された「文化財専門委員会」を定期的に開催し、事業内容の確認や評価、適切な指導・助言を得る。	継続	◎	◎							
	4-6	添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会の開催	歴史文化や文化財を活かしたまちづくりを推進するため、「添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会」を定期的に開催し、事業内容の確認や評価、適切な指導・助言を得る。	継続	◎	◎		○	○				
	4-7	専門機関との連携体制の構築	多岐にわたる専門的知見を得るために、大学や博物館、研究機関との連携を図る。	継続	◎		○			○			
町と文化財所有者等、民間の活動団体等、地域住民、学術機関との連携体制の構築	4-8	文化財施設管理者、添田町観光ガイドの会等との連携体制の構築	来訪者への質の高い観光案内の提供に向けて、文化財施設管理者、添田町観光ガイドの会等と相互に連携を図る。	継続	◎			○					
	4-9	九州大学との連携体制の構築	国名勝英彦山庭園の1つが所在する九州大学農学部附属彦山生物学実験施設での特別公開イベントの実施等に向けて、所管する九州大学と連携体制の構築を図る。	継続	◎		○			○			
	4-10	協働による文化財の維持管理の推進	文化財や地域への愛着を育み、地域活動の活性化を推進するため、文化財所有者等だけでなく周辺の地域住民等と一緒に文化財の維持管理体制の導入を推進する。	継続	◎		○	○	○				
	4-11	指定管理者制度の導入の検討	歴史文化や文化財に関連する施設を効率的かつ効果的に質の高い管理運営を行うため、民間の活動団体等との連携による指定管理者制度の導入を検討する。	継続	◎			○					

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか

方針	No.	措置	措置の内容	新規／継続	体制					実施期間			
					行政		地域			学術機関	前期	中期	後期
					添田町	町附属機関	文化財所有者等	民間の活動団体等	地域住民				
文化財の保存・活用に係る担い手づくり	4-12	まちづくり団体育成支援事業	文化財の保存・活用に係るまちづくりを進める民間の活動団体等の活動経費の一部について、助成金を交付し支援する。	継続	◎			○			R8 R10	R11 R14	R15 R17
	4-13	観光ガイド養成講座の開催	観光客への歴史文化や文化財の周知を担う「添田町観光ガイドの会」の充実を図るために、定期的に養成講座を開催する。	継続	◎			○	○				
	4-14	児童・生徒に対する意識向上推進事業	町内小中学校と協力しながら、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の町内の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。	継続	◎				○				
	4-15	小学生宿泊体験学習(英彦山青年の家)	英彦山の歴史文化等を学ぶ機会創出に向け、英彦山青年の家や小学校と連携し、教育委員会主催の小学生宿泊体験学習を提供する。	継続	◎			○	○				
	4-16	多言語対応した観光ガイドの育成	町内に残る文化財や観光ガイドの内容を、多言語で説明できるよう、添田町観光ガイドの会と連携して人材の育成を図る。	継続	◎			○	○				

※◎：実施主体 ○：連携

※町附属機関：添田町文化財専門委員会、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会ほか